

裁判員経験者意見交換会議事録

司会者：それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めます。

裁判員経験者の皆様には、お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。裁判員制度施行から10年が経過しようとしており、概ね安定的に運用されているという評価を受けておりますが、これも裁判に参加していただいた方々の高い意識と誠実な姿勢に支えられたものであると深く感謝をしているところであります。ただ、施行以来、裁判員候補者の辞退率が上昇しており、裁判員制度に対する国民の理解や関心が低下傾向にあるのではないかとの指摘もあります。

本日の意見交換会を開催する趣旨といたしましては、実際に裁判員を経験された方々がどのような御感想あるいは御意見を持たれたのか、それをお伺いいたしまして、今後の裁判員裁判の運用に活かし、国民の皆様が安心して裁判員裁判に参加いただけるようにしていくところです。このような趣旨のもと、本日は裁判員を経験された6名の方に御出席をいただきました。そして、検察官、弁護士、それから裁判官も出席をしています。裁判員経験者の皆様には、裁判員制度をよりよいものにするためにも、率直な御感想、御意見を述べていただければと思います。

それでは、法律家の方々から自己紹介をお願いします。

検察官：私は、経験者5番、6番の方の事件を担当いたしました。本日は、どうぞよろしくお願いします。

弁護士：私は、経験者4番の方が担当した事件で弁護人をしていました。本日は、よろしくお願いします。

裁判官：私は、本日参加されている経験者の方々が関わられた裁判のいずれにも関わっています。どうぞよろしくお願いします。

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想・意見

司会者：それでは、本日御出席をいただきました裁判員経験者の皆様からお一人ずつ、まず裁判員裁判に参加しての感想や印象などを簡単にお話しいただければと思います。実際に裁判に参加してよかったですと思われたこと、あるいは大変だったと思われる点がありましたら、是非教えていただきたいと思います。

それでは、まず1番の方からお願ひしますが、1番の方は郵便局強盗の未遂と、元勤務先の上司に対する殺人未遂に問われた事件の裁判に参加されています。

○ 経験者1番：自分の言葉で意見が述べられて、貴重な体験をさせてもらい本当によかったです。悪かった点というのではありません。

司会者：ありがとうございます。2番の方も1番の方と同じ裁判に参加されています。

経験者2番：裁判を裁判官側から見て聞けて、よい経験になったと思います。日本の裁判のシステム自体を理解する非常によい経験だったと思います。大変だった点として、自宅から裁判所までが遠かったので、通ってくるのが大変でした。

司会者：ありがとうございました。3番の方も同じ事件に参加されています。

○ 経験者3番：参加してよかったです。裁判の見方や印象が変わったということ、テレビドラマを見ても、ニュースを見ても目に留まるようになりましたし、あと子供が3人いるのですが、自分でこれまで裁判官を職業として捉えたことがなかったので、子供に話をすることもなかったのですが、子供にこういった仕事もある、すごくやりがいのある仕事なんだってことが分かった、という話ができるようになりました。

大変だった点ですが、ちょうどインフルエンザが流行する時期と重なって、子供の世話を周りに頼んだり、仕事や家事をサポートしてくれる方、理解してくれる方が周りにいないと、裁判員に参加するのは厳しいなと感じました。あと、この話を受けた時に家族から反対をされました。印象、イメージとして何か危害が及ぶ可能性があるんじゃないか、わざわざしなくともいいんじゃないかと止められましたが、そういういたイメージが世間にはあるんだなと思いました。

司会者：ありがとうございます。4番の方は女性に対する強盗・強制性交等の事件の裁判に参加されています。

経験者4番：裁判に参加してよかったですと率直に思っています。それと、裁判所自体に対する私の感じ方が、以前と比べていいところだなという印象へと変わりました。大変だったことは、自宅から裁判所までの距離が少し遠かったところです。

司会者：ありがとうございます。5番の方が参加されたのは、スーパーの買い物客を狙った強盗致傷等の事件でした。

○
経験者5番：私が実際に裁判に参加してよかったですと思う点は、皆さんと同じく、めったにできない貴重な経験ができたというところです。大変だった点に関しては、仕事においても家庭においても、この裁判に参加するに当たり特に問題になる点はありませんでしたが、家族は本当に大丈夫なのといった心配をしていました。あと、被害者や被告人の人生に関することなので、やはり多少ながら精神的な負担は裁判が終わってから出てきたところがあります。

司会者：ありがとうございます。6番の方も5番の方と同じ裁判に参加されました。

○
経験者6番：私の中では、裁判所というのは一生来ることがないだろうなとか、できたら関わりたくないなという気持ちがありました。できたら行きたくないという気持ちだったんですが、今回選ばれて最初はとてもびっくりしたのですが、よい経験をさせていただき、その点は感謝しています。大変だった点は、仕事を持っているので、裁判員に選ばれてから仕事の段取りをするのが大変でした。選任されてから裁判の日まで、1日空いているのは、すごくありがたかったですし、総合して3日間程度でしたので、特に負担は感じませんでした。

司会者：ありがとうございました。既に感想や意見で触れられた方もいましたが、裁判員に選ばれる前と裁判員を経験した後とで、裁判についての見方、あるいは印象について何か変わったところはありましたか。

経験者5番：国民の意見とか日常的な感覚を取り入れるための裁判員制度ということですが、実際に目的に対しての成果がどれくらいあったのかが国民に伝わってい

ないし、その成果が見えない状態で、裁判員裁判に参加しなさいということに対して、この制度は一体どのようなものなのかなと考えるようになりました。

司会者：ありがとうございます。参加することの成果が見えにくいというところは、国民の方が参加するに当たって、もう一つ意識の高まりに繋がっていないのではないかという感想ですね。

他に何かありませんか。

○ 経験者5番：裁判員制度をより知ってもらいたいとか、国がどれぐらい本気でこの制度を良くしようとしているのかというのがよく見えないことから、制度として、これは本当に国民に必要なのか、この国に必要なのかと参加して考えるようになりました。

司会者：ありがとうございました。他の方、更に今の意見に関してでもいいですし、また少し違った観点がらでもいいですが、何かございませんか。

○ 経験者3番：実際に経験してよかったですと思うので、今10年経って、次の10年が経てば、経験者も倍増していくので、そうなると何十年後には、知り合いの中で同じ経験者などと話すようになるのだろうと思っており、経験してよかったですよと周りのみんなに伝えていこうと思っています。このような会の報告でより広く理解してもらいたいですね。有効的に伝えてもらえたらしいなと思います。

2 審理について

(1) 審理全般について

司会者：次は、審理について質問していきたいと思います。法廷での審理について、実際に参加された事件の審理についての感想、意見をお聞かせいただければと思っています。個別の手続についてはこの後でお伺いしますので、全体として捉えたときに、担当された事件の中身を十分理解できたと感じたか、少し分からなかつたと感じたところがあったかを伺っていきたいと思います。

2番の方、お願いします。

経験者2番：裁判官の方も、弁護人の方も、検察官の方も、我々素人に、事件について、これ以上はかみ砕けないだろうというぐらいのレベルの説明だったと思います。理解は十分できたと思います。そうでないと、裁く側になれないと思います。

司会者：ありがとうございます。

では、観点を変えて、検察官あるいは弁護人がやっていたことでよかったですと思われる、あるいはなぜそんなことをしているのかと疑問に思う、あるいは不満である、そのようなお気づきの点があつたでしょうか。

○ 5番の方お願いします。

経験者5番：検察官や弁護人の仕事ぶりを見させていただき、内容もすごく分かりやすかったです。熱意を持って伝えようとしていたという印象を受け、私にはとても分かりやすく伝わってきました。

司会者：ありがとうございます。1番の方は、どうでしたか。

経験者1番：私も同じ意見です。証拠などについて、検察官はよく調べているので、大変なことだろうと思いました。

(2) 冒頭陳述について

○ 司会者：ありがとうございます。次に冒頭陳述についてお伺いをしたいと思います。皆さんのが担当されてから少し時間がたっているので、必ずしも完全に覚えていいるわけではないかもしれません、検察官と弁護人が初めに行うプレゼンテーションを冒頭陳述と言いますが、この冒頭陳述が分かりやすかったかどうか。少し詳しく述べるんじゃないとか、あるいは物足りないなど、冒頭陳述についてどのような感想を持ったかをお聞きします。

経験者5番：冒頭陳述メモについて、表記が西暦ではなく和暦で記載されているので、何年前のことかが分かりづらいと思いました。

司会者：昭和とか平成だけの記載だと、今から何年前のことだろうと分からぬので、西暦だと計算が楽にできるということですね。

○ 1番の方お願いします。

○ 経験者 1 番：年配の人は昭和とか平成とか、そういう記載のほうが分かりやすい人もいるかと思います。

○ 司会者：紙のスペースの問題もあるかもしれません、事件に応じて、両方あるといいですかね。それは検察官と弁護人で工夫されるところかもしれませんね。

○ 他の意見はどうでしょうか。6番の方お願いします。

○ 経験者 6 番：本当に事件のことだけかと思ったのですが、被告人の人となりとか、どういう生活をしていたかとか、そういった細かい昔からの経緯をすごく詳しく説明されていて、そういうことも考えていいかないといけないのかなと感じました。

○ 司会者：その後の証拠調べの中では、被告人の生活歴といいますか、どのような人生を歩んで来たかということは出てくるとは思いますが、初めの段階である程度の情報はあったほうがいいという意見ですね。

○ 1番の方、2番の方、3番の方が担当された事件は、犯人なのかどうか、殺意があったんだろうか、そういうことが問題になった事件のようですが、この事件は何が問題になっていて、どういったところを見ればいいのかというのは初めのプレゼンで理解できたでしょうか。初めの段階ではまだよく分からなかったということなのか、こここの話をよく聞けばいいんだなというような当たりがついたとか、そのような感想はあったでしょうか。

○ 経験者 2 番：取り掛かりのところがよく、内容自体が全て分かったので、よくできていたのではないかと思います。

○ 司会者：ありがとうございます。3番の方はいかがですか。

○ 経験者 3 番：冒頭陳述では、検察官と弁護人がそれぞれの意見を説明して、全く意見が違うことから、いつかかみ合うのか、こんなに違う意見が一つの中にあるのかという感覚でした。

○ 司会者：初めの段階でそのあたりの結びつきというか、どういう関係なのかが分かったほうがよりよかったですという感想ですね。

○ 経験者 3 番：主張が違ったというか。

司会者：検察官と弁護人の主張が大きく違うと思われたのですね。

4番、5番、6の方の事件は、被告人は争ってはなく、刑の重さが一番の問題だったかと思われますが、そういう中でどのような事件であるとか、検察官と弁護人はどういったことを主張したいのかという、後の証拠調べに向けた初めのプレゼンとしては、ある程度よく理解ができたという感想でしょうか。それとも、もう少し詳しく説明してもらいたかったのか、どちらでしょうか。

4番の方はどうでしょうか。

○ 経験者4番：私は、強盗、強制性交等の裁判に参加したのですが、検察側から提出された冒頭陳述メモは非常に分かりやすくて、読んでいけば理解ができると思いました。弁護人側の冒頭陳述で、今回の争点、事実関係についてはおおむね争いはないということだったことから、量刑を軽くするための弁護をしていました。

司会者：刑の重さのことが判断のメインなんだということは、冒頭陳述のときによく分かったということでおろしいでしょうか。

5番の方お願いします。

経験者5番：今4番の方が言われたとおり、冒頭陳述のメモの中でも何が論点になるというのが明確に書かれていたので、分かりやすかったと言えると思います。

○ 司会者：6番の方お願いします。

経験者6番：先ほど3番の方が言られたのとは違っており、私の担当した事件に関してはあまり弁護人と検察官の主張が食い違っているという印象を受けませんでした。被告人も犯罪を認めており、量刑の問題だけだったと思います。説明もすごく分かりやすかったですし、特に問題はなかったと思います。

司会者：ありがとうございました。冒頭陳述に関してもう一つ質問ですが、あくまでも検察官と弁護人の主張なんですよ、証拠とはまた別なんですよという説明もきっとあったとは思いますが、プレゼンの中身と、それから証拠調べ、証拠から言えることというのは区別することができたでしょうか。

2番の方はどうですか。

経験者2番：よく覚えてないですね。

司会者：他の方は、いかがでしょうか。6番の方お願いします。

経験者6番：私も半年前のことですので、区別がどこまでできたかというののははつきりとした記憶はありませんが、でも総合して自分では判断できたとは思っています。

(3) 証拠書類の取調べについて

司会者：今度は証拠の取調べについてですが、まず証拠書類の取調べというのがありますて、供述調書というのを読み上げたり、あるいは図面とか写真をモニターに映して、スライドも利用しながら行われたんじゃないかなと思うのですが、そういう証拠書類の内容の説明が分かりやすかったかどうか。問題に感じたことはなかったのか、あるいは誰かの話したことが記録された供述調書の読み上げで、読まれていることがすんなり頭に入ってきたのかをお聞きしたいと思います。

3番の方はいかがですか。

経験者3番：多分会話を読み上げる部分だったと思いますが、その量がものすごくあって、長いな、全てが入ってこないという時間は確かにありました。

司会者：1番、2番、3番の方の事件は、犯人かどうか、殺意があったかどうかなど、争いのある事件で、複数の人の供述調書の読み上げがきっとあったと思われますが、どういう立場の人がどのようなことを言っているのかというのは整理して理解することができましたか。3番の方は、長いという意見でしたが、他の方はどうでしょうか。

経験者2番：整理はついていたように思います。その時は結構事件について入り込んでいたので、この人はそのように言っている、あの人はというのはきっちりと整理できていたと思います。写真があったらもう少し分かりやすかったのではないかとの意見も出していましたが、刺激が強すぎるのでという話で終わりました。それ以外はよく分かったという感想です。

司会者：ありがとうございました。よく理解できたと感じられたわけですね。4番、

○ 5番、6番の方の事件のときは、被害者とか目撃者の供述調書の朗読も聞かれたと思いますが、証拠の中身がよく分からぬところがあつたでしょうか。

○ 経験者5番：私が参加した裁判の事件に関しては、被害者はその場にいなかつたので、検察官から犯行の状況や証拠に関して説明がありました。これは個人がどうなるかになってくると思いますが、実際に被害者がいるのといひないとでは、もしかしたら事件の被害の状況など伝わり方も少し違うのかなという印象を受けました。被告人のいる所に被害者は出てこられないこともあると思うのですが、そうすると検察官の説明で本当にその人の被害に関しての気持ちが伝わるのかなとも思いました。また、今2番の方が言った写真での証拠の開示等もありますが、それについてもいろんな事件があると思いますので、裁判員のメンタルに対しての負担など、自分が裁判を経験していくにつれて、制度自体のことについて考えるようなことがありました。

○ 司会者：そうすると、被害者や目撃者からの直接の説明だと受け止め方も変わるものではないかなという感想ですね。

○ 経験者5番：そうですね。かといって被害者に絶対出てきてくださいというわけにはいかないと思いますが。

○ 司会者：証拠書類調べのところの話ですが、2番の方は先ほど刺激が強すぎると言われたのですが、そういう証拠は、見た方がいいのか、見ない方がいいのか、それも証拠によって違うということですか。

○ 経験者2番：私はイノシシなどを普段からさばいているので、血をみても、そうだねというような感じなのですが、やはりさばいたことがない人は血を見るとええってなってしまうかもしれないですね。私は大丈夫とは思いましたけど。

○ 司会者：3番の方はどうのような状況でしたか。

○ 経験者3番：ぎりぎりというか、一般の人たちが普通に見られるものが出ていれば大丈夫だろうなと感じました。自分も、これは大丈夫だけどという感じなんですが。他のものでチェックできる材料を持ってくるように努力しているのかと思います。

(4) 証人尋問や被告人質問について

司会者：続きまして、証人尋問と被告人質問についてお尋ねをしたいと思います。証人尋問をした事件としなかった事件があったかと思いますが、証人尋問、被告人質問について、併せてお尋ねします。例えば、分かるのは分かるが、長過ぎて集中力が続かなかったとか、なぜその質問をしているのかよく分からなかつたなど、何か感じたことはあつたでしょうか。

○
1番、2番、3番の方が担当された事件は、争いがあつて証人尋問を行つた事件のようですが、この証人は何のことについて証言する人で、その証言が犯人なのかどうかとか、殺意があつたのかどうかにどう結びつくかというのを理解できたでしょうか。

経験者2番：被告人の証言というのは、聞くたびにどうなのかなと思うことがかなり多かったです。

司会者：1番の方お願いします。

経験者1番：証人と被告人の話を聞いて、どちらが本当なのかと思う点が多くありました。

司会者：評議で意見を言えるだけの理解はできましたか。

○
経験者1番：できました。

司会者：4番、5番、6番の方は、証人尋問はなかつたかもしれません、被告人の話は直接聞いたと思います。4番の方は被告人の話を聞いてどのように思われましたか。

経験者4番：どのような内容を聞いたのかは覚えていません。短かつたような気がしています。

司会者：比較的コンパクトに行われたということですね。

経験者4番：はい。

司会者：6番の方は何か感想をお持ちでしょうか。

経験者6番：被告人は、罪も認めており、最後は泣いて申し訳なかつたと言つてい

ました。被告人のそういう姿を見て、生い立ちなどを聞くと、刑をそんなに重くしなくてもいいのかななどと、少し感情が動くのは感じました。

司会者：証人尋問や被告人質問の時に、裁判員の立場からも質問をする機会がありますが、何をどのように質問しようかという考え方をまとめることができましたか。

経験者2番：実際に質問をしたのですが、あの質問はどうだったのかなと思ったりはします。でも、質問をしなければ分からなかつたところもあると思うので、質問したこと自体はよかったです。

司会者：3番の方お願いします。

○
経験者3番：みんなで事前に検討してからの質問だったので、きちんと質問はできましたと思います。

司会者：5番の方お願いします。

経験者5番：裁判では、疑問に思ったことを質問させてもらいましたが、私は自分の言葉で自分で考えて言えるタイプなのであまり困らなかつたのですが、もしかしたら質問したくてもしたいと言えない人もいたのではないかと思います。あと、実際に自分が質問して被告人に答えてもらうのは、少し荷が重いと思います。私が参加した裁判の被告人は反省している人でしたが、もしかしてすごく凶悪な人だったら恨まれたらどうしようとか、私の質問で倒れられたらどうしようとか、そのようなことを後で考えました。

○
司会者：人によっては、質問したくても躊躇をしてしまうということもあるのではないかということですね。ありがとうございます。

(5) 論告・弁論について

司会者：それでは、最後のプレゼンテーション、検察官の論告、弁護人の弁論についての感想、意見をお聞きしたいと思いますが、このプレゼンテーション自体は十分に理解できたのかどうかをお尋ねします。

2番の方お願いします。

経験者2番：プレゼンテーションを聞いて、見て、感じて、考えてというようなこ

とをやり、その時の自分ではベストな答えを出していると思います。理解するのに十分な時間もあったのではないかと思います。

司会者：ありがとうございます。4番の方は、理解もでき、分かりやすかったでしょうか。

経験者4番：私の中では、分かりやすかったと思ってます。

司会者：5番、6番の方の事件ではどのような感じでしたか。5番の方お願いします。

○
経験者5番：自分なりにきちんと消化もできて、それが討論にうまく繋がっていったと思います。分からぬところは裁判官に質問したりしたので、特に問題はなかったと思います。

司会者：先ほどから言っていますが、1番、2番、3番の方の事件は争いがある事件でしたので、検察官と弁護人とでは大きく違う主張がなされるという事件だったと思われますが、それぞれがどうしてそのような主張をするのか、主張の根拠がきちんと示されていたかどうか、あるいはどこが対立しているのか、検察官の論告だけ、弁護人の弁論だけではなく両方を対比してみてどこに違いがあるのかなど、そのような感覚で理解ができたでしょうか。

○
1番の方お願いします。

経験者1番：被告人は無罪というか、犯罪をしてないということを主張していますが、証人の中には被告人に間違いないという人も二、三人いたような気がします。だから、意見が対立すると思います。証拠調べでは、実際の刃物やスライドでいろいろと見せてもらいましたが、それでも被告人としては、自分はしていない、検察官はしているという争いになるので、そのところは少し気になりました。

司会者：検察官と弁護人が言っていること自体は、それぞれの立場でそのような主張になるんだろうということは整理ができたということですね。

経験者1番：はい、できました。

司会者：3番の方はいかがでしょうか。

経験者3番：最終弁論、論告も違ったので、すり合わせて自然に考えたら、どちらかが違うと分かり、判断することができました。

司会者：ありがとうございました。4番の方の事件は刑の重さが、冒頭陳述のときも、論告のときも一番の主張の中身だったのではないかと思うのですが、検察官の言った求刑には説得力があると感じたのでしょうか。

経験者4番：説得力は、あったと思います。

司会者：弁護人の方はどうでしたか。

○
経験者4番：弁護人は事実関係について争わないので、量刑について考えてもらいたいという感じでした。

司会者：量刑の年数が一番の問題だったと思いますが、検察官としては何年ぐらいが適切だと、弁護人としてはこの位の刑が適切なんだと、それぞれ説得力があったでしょうか。検察官の方はどうでしたか。

経験者4番：検察官の求刑は、私としては当然かなという感覚がありました。

司会者：説得力があったということですか。

経験者4番：ありました。

○
司会者：5番、6番の方の事件ですと、検察官は実刑が適切だと言っており、弁護人は執行猶予が適切だと言っていた事件だったと思うのですが、どうしてそれが適切だと言っているのかというのは、根拠を持って、あるいは根拠を示して主張していましたか。

5番の方お願いします。

経験者5番：私の個人的な意見ですが、私たちは比べるところがないので、検察官がそう言うならそうでしょう、弁護人がそう言うならそうでしょうという感じです。ただ、伝えようとしていることは伝わってきましたし、前の日から双方の言い分は十分伝わっていましたので、理解できました。

司会者：6番の方はいかがですか。

経験者6番：内容も理解してましたし、それぞれの立場があるので、当然違うのは

当たり前のことだろうと、理由もそれぞれありますから。ただ、5番の方が言われたように、それでどちらが正しいかという部分は素人には分かりづらかったので、そういうところを裁判員の皆さんで協議していくのかなという感じました。

3 評議について

司会者：引き続き評議についての感想と意見をお伺いします。評議について、論告と弁論が参考になったかどうか、それに基づいて十分に議論ができたかどうかも含めて感じたことをお聞かせください。

○ 2番の方お願いします。

経験者2番：十分に評議できたと思います。裁判官も含めて、証拠はどうだったか、被告人は本当に犯罪を犯したか、量刑はどの位かなどしっかり煮詰めて話をしたと思います。

司会者：3番の方お願いします。

経験者3番：十分に理解はできました。資料では分からぬ範囲があり、この部分が分かつたら白か黒か分かるのに、はっきり黒とは言えないので、グレーになるとみんなで考えました。

○ 司会者：資料の中で十分に議論をしたが、外の資料があれば判断がもっとしやすかったということですね。ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

経験者4番：評議は十分されたと思います。その中で、裁判のルール、量刑の決め方等の説明は十分理解できました。私が参加した性犯罪の事件について、量刑を決める資料が出てきましたが、この犯罪では終身刑や無期懲役刑はありませんという説明でした。被害者の心情としては、多分、極刑や一生刑務所に入ってもらいたいと思っているのに、このデータや資料を基に量刑を決めていいってくださいと言われたので、少し釈然としないところがありました。

司会者：4番の方の話は、裁判官が評議のときに言う説明は、十分理解できたが、刑の重さを決めるときに自分はこのように思うけれどもというのが、言いにくくな

るというところもあったり、裁判官が説明のほうに裁判員の考えを動かしていこうとするところに、少し釈然としない感じを受けたということなのでしょうか。

資料というのがどのような資料だったかというのは私には分からぬところもあるのですが、このような事件だとどのような分布になるという資料は通常は見てもらうことが多いと思うので、そのことかと思うのですが、資料とは違うような意見を言いにくくなったり、あるいは釈然としないところを感じたとということでしょうか。

○ 裁判官の説明も含めて議論してもらって構いません。まず、有罪か無罪かのルール、刑事裁判のルールというのは必ず説明することになっており、立証する責任は検察官にあるとか、どれくらい立証すれば有罪になるのかとか、そういう説明もあったかと思います。それから、刑の重さを決める考え方、刑法という法律の考え方の説明も通常することになっており、4番の方はそのあたりが少し釈然としないと思われたところもあるということだったのですけども、その点も含めて感想等あれば是非お聞かせください。

○ 5番の方どうぞ。

経験者5番：4番の方が言ったことがそのとおりだと思うものがあります。裁判の評議の内容自体は分かりにくいということはありませんが、私が裁判員裁判に参加して一番この制度に疑問を持ったのが、量刑を決めるとか判決を出すという評議の内容です。量刑に対してばらつきをなくすためにデータベースを活用すると思うのですけれども、そうするとやはり過去の判例とかそういうものが基準になってくるところもありますし、一般人が入っている以上、法律のプロではありませんので、やはりその人の生き立ち、その人自身の人生においての価値観などがあるので、やはり感情が入ってくるところもあると思います。

そこも総合して取りまとめていくのが裁判官や裁判長であり、例えば、意見が分かれたとしても、裁判長のファシリテーター力が強いことから、陪審員裁判ではないので、意見が分かれたときに多数決になった場合に、自分たちの本当の意見とい

うよりも、こちらの考え方なのかなという感じで流れになってしまふというのが、私が今の裁判員裁判にすごく疑問に思うところであり、国民の感情とか感覚を取り入れる必要性があるのかという感じがします。今の裁判官の皆さんでも正しい裁判の量刑とか判断が出せるのではないかと思っているので、評議のやり方などに対して少し疑問が残るところがありました。

司会者：例えば、意見が二つに、あるいは複数に分かれるということはあり得る話です。その時に市民の人たちの意見を生かした判断をするためにはどういう方法をとればよいのか、具体的にこうというのはなかなか難しいけど、こういうところがよくない、あるいはこのようにやつたらもっと意見が反映されるのではないかというような、何かヒントのようなものがあればお聞かせください。

経験者5番：今の制度では、ないのでないかと思います。本気でみんなで評議しようと思ったら、この日程では終わらないと思います。4番の方や3番の方も言わされてましたが、過去の量刑のデータベースを参考としても、個人の感情で極刑だと言う人もいれば、そんなにないよという人がいて、意見が分かれた時にどう收拾をつけるかとしても、ずっと收拾はつかないと思います。その時に裁判官がいるということは、裁判官がいればできるのだという、私はそのような印象を受けました。今回、それに対してどうするかというのは国で考えていただきたいと思います。

司会者：もしヒントがあればということでなのですが。

経験者5番：この制度は、一般的な国民の感覚を持っていない裁判官が裁判をしているのかというような不安をあおるような制度なのかなと思ったりもするところがあります。今回参加された裁判官は全くそんなことはないと思うのですが、一般人が入らないと正しい量刑が出せない裁判官がいるのかという、そういった不安をあおるような制度なのかとも考えたりしました。

司会者：今の点でもいいですし、他のことでも構いませんが、何か感想や意見をどうぞ。

経験者2番：刑は誰がどのように決めたのですか。例えば新しい犯罪が起こったと

して、今までなかったものに対してどういった話し合いによって、どのようにして刑を決めていくのかなという疑問があり、少しお伺いしたいと思ったのですが。

司会者：法律でこれが犯罪になります、その時には何年から何年の間で処罰することにしましょうというのは国会で決めることになります。この法律を作ることによって何を守ろうとしているのか、殺人事件だったら殺人罪は人の命を守ろうとして、人の命を奪つたら刑罰を与えますというように、守るものの中などによって何年から何年くらいが適切かというのは国会で議論をして決められるわけです。

○ ただ、事件ごとに違うわけですから、非常に幅のある決められ方をしていまして、裁判員裁判ではありませんが、窃盗罪の場合は10年以下の懲役又は50万円以下の罰金になっており、罰金でもいいという事件もあれば10年近くの懲役刑となる事件もあるかもしれません。それは事件によって違い、幅がありその幅の中でどこが適切かを市民の皆さんの感覚を取り入れながら決めていきましょうというのが裁判員裁判となるわけです。ただ当てずっぽうで決めるわけにはいかないので、データベースも参考にしてくださいということなのです。

○ 経験者2番：ありがとうございます。立法機関なので国会でというのは分かりますが、国會議員は法律の専門家ではないと思うので、結局どこで法律を作り上げてくるのかなというのが気になったので、聞いてみました。

司会者：5番の方どうぞ。

経験者5番：裁判員裁判で、10年経っていろんな判例があると思いますが、例えば、誰しもがこれは極刑だ、被告人が犯人だというような裁判だったりすると、国民の意見が反映されたと裁判員の方は思うのではないかと思います。しかし、そうではなくグレーの事件となったときに、自分の意見は反映されたのかな、されなかつたのかなと思ったときは、裁判員裁判の意義や目的に対して何か成果があったのかと思ったり、そういうことを考えるきっかけになったという意味ではよかったです、そういうこともあり辞退率が高いという結果もあるのかなという印象を受けました。

4 裁判に参加することに伴う負担について

司会者：辞退率の話も出てきて、制度自体についての指摘もありましたが、それ以外の点も含めて裁判員裁判に参加することへの負担についても感想や意見をお伺いできればと思います。まず、自分が参加されて負担に感じた点があれば教えていただきたいと思います。

1番の方から順番にお伺いします。

○ 経験者1番：参加して皆さんに意見をいただいて、こういう考え方もあるのかということも分かり、裁判員に参加してよかったですと思っており、負担には感じませんでした。また、皆さんに親切にしていただき、私としては裁判が公正公平に行われているなという感じを受けました。

司会者：ありがとうございます。2番の方どうぞ。

○ 経験者2番：金銭的なものです。私は個人事業主なので、私が休むと仕事ができないということになりますので、誰か別の人気が仕事をしてくれるという環境やシステムなどが構築されていけば、この裁判員制度はかなり伸びしろがあるのではないかと思います。

司会者：3番の方はいかがでしょうか。

○ 経験者3番：9日間の審理期間だったのですが、これ以上延びて10日以上となると仕事をしている方は本当に厳しいので、受けられないだろうなと思います。9日間は長かったという印象です。あと、休憩の回数が多くだったので気分転換ができました。また、先ほどの評議の話なのですが、私たちは評議で量刑を決めるときに、みんなで意見を出して、そして最終的に決めたのですが、裁判官からこうしようとか、そのような話はなく、最終的に結論は一つにという感じで話ができる、違和感はなかったです。

司会者：ありがとうございます。4番の方はいかがでしょうか。

経験者4番：負担は感じませんでした。こういう制度ができた時に、私は是非一度やってみたいと思っていました。おかげで選ばれ、宝くじが当たったよりうれしい

です。

司会者：ありがとうございます。5番の方お願ひします。

経験者5番：私は会社勤めをしていますので、審理の3日間は特別休暇があり、休暇という面では問題はありませんでしたが、自分の仕事からすると3日間がぎりぎりと思います。もし、3番の方が経験された9日間になったら、自分の仕事がたまってしまうということで負担になると思いました。あと精神的負担として、審理期間中は頭の中が非日常的になっているので、裁判が終わってから日常に切りかえるのが大変だったという感想です。自分の家族や両親は、もし裁判員の案内が来たら絶対参加したくないと言っていました。

司会者：6番の方お願ひします。

経験者6番：私も審理が3日間でしたので、仕事の段取りをするのが大変だった以外は負担も特に感じなかったですし、いい勉強をさせていただき、対応もとてもよくしていただいて感謝をしている状況です。この前NHKのテレビ番組で裁判員裁判のことをやっていて、審理日数が20日間で、私も知っている残酷なリンチ事件の裁判員裁判で、その裁判員の方が精神的にどうのこうのと、とても悪いところばかりが出ており、個人的には行ってみたらと勧めたいのですが、事件により条件が全く違うので、一概に「裁判員裁判はいいよ、行ってみて」と言えるのかは疑問があると思いました。テレビ番組はよくない部分ばかりを出していたなと思って、私も自分が経験していなくて、テレビ番組だけ見ていたら、絶対嫌だと思っただろうと思うので、どういう効果が出ているのかなど、いい部分も伝えてもらえるといいなと思います。ここに来ている方は、いいように考えている部分が多いので来ていると思うので、来なかつた方々からは少し違った意見が聞けるのではないかと思います。裁判員を経験でき、私自身はとても感謝しています。

司会者：ありがとうございました。裁判の日数の話もしていただいたので、お尋ねしたいのですが、1日ごとの裁判を夕方早目に切り上げて、その分日数が増えるという審理の日程の組み方と、夕方遅くまで一日の時間は長くなるが、全体としての

裁判の日数は少し減るとしたら、皆さんとしてはどちらのほうが参加しやすいとお考えかを教えていただきたいと思います。

1番の方から順番にお願いします。

経験者1番：私は仕事をしていないので、どちらでもいいです。短くても長くとも負担はありません。

司会者：2番の方お願いします。

経験者2番：先ほども言ったように1人で仕事をしているので、やはりできるだけ短い方がありがたいです、ただ、高齢の方に今日は長時間になりますというのは、無理があることなので、そこは参加者の意向に添うという形でいいのではないかでしょうか。

司会者：ありがとうございます。3番の方お願いします。

経験者3番：午前9時から午後5時まででちょうどよかったですと感じています。

司会者：ありがとうございます。4番の方はどうでしょうか。

経験者4番：私は自由人なので、いつからいつまでも、何日間でも別に問題はありません。

司会者：5番の方はいかがでしょうか。

経験者5番：先ほども言いましたが、会社は何日あっても休みは取れます、自分の仕事を取り戻すのは大変なので、やはり短いほうがいいと思います。

司会者：6番の方お願いします。

経験者6番：私も仕事をしていますので、短いほうがありがたいです。

司会者：ありがとうございました。次に、裁判員を経験した後に自分の経験をどうなたかに話されたかどうか。その際に守秘義務という問題もありますが、守秘義務があるから話しにくいと感じたことがあったか、そこも教えてもらわればと思います。

1番の方から順番にお伺いします。

経験者1番：裁判員に選ばれてからの自分の経験は話しましたが、守秘義務があるので、評議の内容は一切話しませんでした。

司会者：評議の内容は話さないけど、こういう経験はしましたという話をしたということですね。

経験者1番：はい。そして、もし選ばれたら是非参加してほしいということを伝えました。

司会者：2番の方はどうでしょうか。

○
経験者2番：家族や友人、知人に話はしました。守秘義務のあるところは言わないように裁判官から話をされていたので、そこをわざわざ開示するということはなかったです。あと、裁判員には是非参加してほしいということは言いました。それはなぜかというと、裁判員をしないと一生裁判所に行かないで終わってしまうと思っているからです。日本は、内閣、国会、裁判所と三権分立制度をとっており、国會議事堂に行かなくてもテレビ中継をしていますが、裁判中継というのではないので、実際に行ったほうがいいと思うのです。

司会者：3番の方お願いします。

経験者3番：私も守秘義務の範囲の中で経験したことを話しましたが、守秘義務があるから話しにくいというような困ったことはありませんでした。

司会者：4番の方はどうでしょうか。

○
経験者4番：家族には話しました。裁判員裁判に参加したことは話しますし、テレビにも出るので、こういう裁判だったよと話をしました。評議の内容は別に言う必要もないでの。

司会者：5番の方はどうですか。

経験者5番：話せる人には話しましたが、確かに守秘義務があるので、どの範囲かと自分で線引きする必要があるのかなと思いました。今4番の方が言われたどおり、テレビで報道されていることや傍聴席で聞けること、プライバシーに関わらないことなど、詳しい内容以外は話したりしました。ただ、私の会社は裁判員に選ばれたこと自体もしやべるなという雰囲気があり、私の周りだけかもしれないのですが、聞いてもいけない、言ってもいけないという感じでとっている人もいるので、ます

ます裁判員というものは知られないでひっそりと何か悪いことをしたみたいな感じで、内容は話さない方がいいと言われるから、何か誤解して伝わっているんだなと思いました。

司会者：ありがとうございます。6番の方お願ひします。

経験者6番：もちろん裁判員に選ばれたことは言ってもいいと思いますし、言わないと困るのですが、裁判官にこういうことは言ってもいいけど、ここは言わないでということをきちんと言われていたので、そんなに根掘り葉掘り聞いてきたり、どんなことを言わされたのかと聞いてくる人もいなかつたので、特別何も負担にはならなかつたです。

司会者：ありがとうございました。法律家の皆さんから何か、経験者の方の話された内容に関して質問や感想などありましたらお願ひします。

検察官：本日は大変貴重な御意見をありがとうございました。ふだん裁判員の経験者と接することがないというか、むしろ接するわけがない立場なので、今回、生の意見を聞けたことは大変勉強になったと思っています。私の立場あまり言うことはないのですが、立証が分かりやすければそれだけでいいということのようですが、引き続き適切な立証活動に努めたいと思っています。

弁護士：弁護士の方から、2つほど質問させてもらいたいと思っているところです。どこかで出てきた西暦、和暦問題というのがあるのですが、恐らく冒頭陳述だとか論告、弁論だとかに出てくるのが西暦だというので、当然何かに意味づけがされてできているものだと思われます。そのところで、関わっている人は国民の中心になるのかと思うのですが、例えば西暦、和暦、我々もどちらを使うか毎回悩んでいるところで、年齢をつけて話をしたら分かりやすかったと思ったことがありますか。

司会者：何歳の時にこういう出来事があった、被告人が何歳の時にこういうことがあったという書き方だったら、もう少し分かりやすく感じるのでしょうかということだと思うのですが、どうでしょうか。

経験者3番：年齢を書いてありましたね。

司会者：それは分かりやすかったということでしょうか。それとも、余りそうでもなかつたということでしょうか。

経験者3番：平成何年という記載と年齢とを並べて書いていたので、分かりやすかったです。

司会者：どうですか、あつたらあつたでという感じなのでしょうか。平成何年というだけではなくて、何歳の時にこういうこと、事件によって長い経緯の事件と1年くらいの間のことが問題の事件とで、1年前の話だったら何歳の時とまでなくとも理解できるのかもしれません。

○ 2番の方どうぞ。

経験者2番：実際に年齢が何歳ぐらいというのが明確にあつたほうがいいのかもしれないですね。というのは、事件自体は短い間にあつたというのは分かるのですが、例えば私の担当した事件でいうと、テレックスの取引を始めた時期というのがあつて、それは何歳ぐらいだったんだろうと疑問になつたりしました。例えば学生だったら学生だった場合に時間をもてあましてゲームにのめり込んでいるのだと、そういう背景が分かれば、よりその内容について判別をしやすくなるのではないかと思いました。

○ 弁護士：ありがとうございます。参考になります。もう1つについては、先ほど5番の方などが、話す際にかなり気を遣ってお話しとか、職場でも話してはいけない雰囲気だとかというのを言われていたのですが、裁判員裁判に参加をして、そこで参加をしましたよという話などを皆さんが終わつた後に話される際に、何か抵抗などを感じたことがありますか。御自身の中でもそうですし、周りからそういう話をしようとした時に、いや、ちょっとというような抵抗感を示されたことなど、そういう経験というのがあるのでしょうか。

経験者1番：それはありません。私としては、かえってよかつたという感じの方が強いです。

司会者：2番の方。

経験者2番：私の家では、妻からいろいろどうなっているのかと帰るたびに聞かれるので、そこは守秘義務だと言って、守秘義務を盾に言わないということは結構ありました。

弁護士：大変参考になる意見をいただきまして、ありがとうございました。

5 これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者：これから裁判員になられる方へのメッセージがあるようでしたら、教えていただきたいと思います。

○ 1番の方から順番にお尋ねします。

経験者1番：何回も言っているのですが、自分の意見を言って、若い人も年寄りも一緒にできるということがよかったです、これを10年また10年とずっと続けていけば、裁判員裁判もいい方向に行くのではないかと思っています。なので、周りの方にも裁判員裁判へ是非参加してねという話はしています。

○ 経験者2番：私も何回も同じことを言うのですが、これからなられる方に是非やってほしいと思います。確かに成果が出ているのかどうかという話になったら、よく分からぬところがありますが、それでもやらないよりはやってみないと分からぬですし、やってみて初めて分かることもあると思いますので、1回経験してみるのはいいのではないかと思います。

司会者：3番の方お願いします。

経験者3番：何日間も頭を使って、安易な仕事ではないですが、限られた時間の中で限られたメンバーで一つの答えを出していく、その作業はこれから長い人生の中でとても生かされる経験になりました。その中でも司会者の話の切り返し方や違う目線で見たらどうかなど、そういう方法などはとても参考になるので、機会があれば参加してほしいと思います。

司会者：4番の方お願いします。

経験者4番：通知が来れば、時間と自分の体力があれば是非参加したほうがいい制

度だと思います。これはやりたくてもできない制度なので、選任されたときは本当によかったですと思って、参加したほうがいいのではないかと思います。

司会者：5番の方お願いします。

経験者5番：多分皆さんいろいろな意見があると思いますので、私個人としての意見ですが、例えば裁判員に今度なられる方に対して、いいからやってみたほうがいいよとか、どうだかというの、どちらとも言えないだろうと思いました。確かにいい点もあると思いますが、やはり問題を抱えている点もあり、人の人生に関わるということなので責任が重たいところもあり、被害者、証拠写真なども出てきますので、それが原因で自分の人生に一生トラウマを抱えたりすることもあるかもしれません。自分がそのようになる可能性がある場合には、徹底的に問題点などを自分なりに調べて、覚悟を持った上で参加するということが大事だらうと思いますし、本当に嫌だったら断る権利があつてもいいと思います。そういう点も踏まえて裁判員になれば、いろんな意見を言うことや制度に対して意見を言うこともできると思います。また、裁判員になる機会があったとしてもなかつたとしても、こういう制度があるということに対して自分の頭で考えて、いろいろと発することができる日本人になれたらいいのかなと思いました。

司会者：6番の方お願いします。

経験者6番：先ほど周りの反響という話がありましたが、本当にすごいと言ってくれる人と、絶対そんなのは嫌だとか、よくやるなという意見は、真っ二つに分かれしていました。私としては、先ほども言ったのですけど3日間でしたし、殺人事件とかではなかつたので、ほとんど負担もなく、いい経験をさせてもらったと思うので、すごくよかったです。是非やってみたらどうかなと言いますが、先ほども言ったみたいな重大な事件で20日間も拘束されたら、それは人それぞれいいかどうかというのは分かれるところだと思います。でも、私としてはよかったですということは伝えたいと思います。

司会者：ありがとうございました。

6 報道機関からの質疑応答

司会者：報道機関からの質疑応答ということになりますが、基本的には合同質問ということではなく、個別の質問ということでよろしいでしょうか。それではお願ひします。

朝日新聞社：辞退率の話などがありました、今後、裁判員制度を国民に対して理解を進めるうえで、どのようなことが必要になるのかということを、体験した立場として何か提言があれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

司会者：国民として参加しやすくなるために、どうしたらよいかということについての提言があればという趣旨でよろしいですか。

2番の方よろしくお願ひします。

経験者2番：模擬裁判のようなものをやったほうがいいのではないかと思いました。いきなり、よーいどんということでやって、それはどうなのかというところもありましたし、少し予行演習みたいなものがあればもう少し取りつきやすかったのではないかと感じます。

司会者：経験してみたいと思う人は、模擬で経験することができるような機会を作つたらどうかという意見ですね。

経験者2番：そうですね。私が子供の時は、道徳の授業はあったとは思うのですが、裁判の授業はなかったと思うので、裁判所で自分の意見を主張するというのは国民としての権利の一つでもあると思うので、そのようなことからも義務教育期間中に何らかの授業を受ける機会があつてもいいのではないかと思います。

司会者：ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。5番の方どうぞ。

経験者5番：悪い意味でとていただきたくはないのですが、今の質問自体がすごくナンセンスだと思います。国が制度として決めたことに対して、国民がどうしたらしいかというより、国が国民に対してどうすれば理解してもらえるかということを伝えるのが筋かと思っています。10年間経ってデータというものはかなり出て

きてると思います。私たちみたいに裁判員を経験した人の中から意見というのも出てきていると思います。そういう意見を吸い上げたうえで、問題点を改善するなどして、参加することに意義がある、みんなが参加したいと思うようにしていかなければ、誰も参加したいとは思わないし、税金も使っていることですので、国が本腰を入れて国民に分かってもらうような姿勢をとっていかないと、我々がどうこう言ったところで何も変わらないのではないかと思います。

司会者：いかがでしょうか。

○ 経験者2番：5番の方に言うわけではないですが、日本は民主主義の国なので、やはり小さな声でも誰かが言い、それが新聞で記事にされたら、それを誰かが見て、裁判員制度ってそのような問題点があるということを、国会議員などが見て、そうか、国会で議論してみようかとなればそれでいいと思うのです。

○ 経験者5番：そうなんです。今すぐどうなるわけでもないですし、私たちが意見を上げることは確かに意味があると思っています。ただ10年ということは一般企業だったりすると、すごく長い時間と思いますし、スピードを持ってすると、人の人生がかかることなので、どれくらい国も本腰を入れてるのか、すぐには完璧なものにはならないのかもしれないですが、そのような姿勢が伝わってこないと思います。

○ 経験者2番：実際に国は姿勢を見せてもらいたいと思います。何だかすごく中途半端だと思います。

経験者5番：この制度は、国民のために何がいいですよというのが伝わらないと思います。

経験者2番：本当にそのように感じます。でも、止めるとなると、せっかくここまで来たのに、もう少しやろうよという感じもします。先ほど5番の方が言われたように、企業が10年間同じデータをとり続けていたら、そろそろ相当大きな成果が出てもおかしくないと思います。国はいつも遅いので、亀ではなくウサギくらいになったほうがいいと思います。

司会者：質問者の方はよろしいですか。

朝日新聞社：はい。

司会者：他の報道機関の方、質問がありますか。

O B S 大分放送：序盤に出たお話の中で、5番の方にお伺いしたいのですが、お話の中で被告人の人生に関わることなので、裁判が終わった後に精神的な負担を感じたということを言われたのですが、それは具体的にどういうことを思われたということですか。後悔に近いのか、どのように思ったのかをもう少し具体的に教えていただけますか。

○ 経験者5番：後悔とかではないのですが、それは被告人だけではなく被害者に関しても思いました。我々は一般人なので、そういった機会に接することがなかなかないので、その人の人生の後や先をたくさん考えてしまうのです。そのようなことを考えることが非日常になってしまいますが、本当に人の人生に、大した影響力はないかもしれないのですが、関わることをしたんだなとそのように考えるということは、ふだんは考えなくてもいいことなので、人生に考えることが一つ増えたような経験をして、少し気持ちが重たくなったなというくらいのことなのです。

O B S 大分放送：それは突然思い出すような感じですか。

○ 経験者5番：別にそのようなことはありません。

O B S 大分放送：そこまで重たくはないということでしょうか。

経験者5番：そこまで重くはないですが、多分皆さんも思うのではないかと思いますが、被害者とか被告人は今どうしているだろうかなど、たまに思い出したりすることはあるかもしれません。もともと他人の人生に関わるはずではなかったのに考えるようになったということはあります。

O B S 大分放送：分かりました。次に。3番の方は、家族から最初、裁判員になることを反対されたというお話でしたが、どのように説得して気持ちを分かってもらったのでしょうか。

経験者3番：めったにできることではないので是非やらせてほしい、子供の面倒も

見てほしい、夕飯も作ってほしいということを家族にお願いしました。お願いしたら結構分かってもらいました。

司会者：他の報道機関の方、質問はいかがでしょうか。

大分合同新聞社：本日は、皆さんいろいろと御意見を聞かせていただきありがとうございました。お伺いしますが、そもそもこの裁判員制度というは何のために行われているのか、どういう意味があるのか、本当にこれを行ってもいいのかという、そもそも論的なところがあると思うのです。皆さんは参加してみて、非常に個人的にはいい経験をされたというような意見が多かったのですが、そもそも裁判員裁判という制度自体については実際に参加してみて、この制度というのはやはりいい制度だと思うのか、どうなのかということをお伺いしたいのですが。

司会者：個人の感想ではなくて、制度自体についてどう思われるのかということですね。経験者の方はどうでしょうか。

経験者1番：私の考えですが、この裁判員制度は非常にいいと思います。裁判所というイメージは、暗いイメージがするのですが、そう言ったら悪いのですが。縁のないことと思っていたのですが、中に入ると職員や裁判官がみんな親切で、裁判所というところが分かつただけでも非常に人生のプラスになりました。

○ 経験者2番：制度としてこれはありだと思うのです。理由というのは、なかつたらというように、逆に想像してみるのですが、多分裁判というものに触れる機会もなかつただろうと思うのです。他の方が言っていたように、大人の社会見学だと思います。こうして参加してみて初めて分かることもあると思いますので、制度として継続していくべきではないかと考えます。

経験者3番：この制度はいいと思います。裁判員裁判で国民が見守ることで、正しい判断とか立証するためにとても詳しい資料で綿密に理解させるために準備をされる、弁護人もそれに対してしっかり説明をされるというところで第三者の目があることで、その辺が大きく違ってきたというような話を裁判官から聞きました。そういう点では、すごく大事な見守る目だと思います。国民にとっては、犯罪を犯した

らこうなるというのを直接自分の目で見ることができるので、その点でもいいと思います。

経験者4番：この制度は、私としては大変いい制度と思います。それはなぜかという理由を聞かれたら、何でだろうというところはあるのですが、悪いという答えは私には出できません。

○
経験者5番：いいとも悪いとも、私には判断できません。いいところもあると思いますし、悪いところもあると思います。辞退率というものがでましたが、その辞退率がどれぐらいかもよく分かりませんし、国がそれをどのように捉えているのかも分かりませんが、もしそれが問題となっているのであれば、それが国民の答えではないかなと思います。なくても困らない、あったらいい経験になる、それは本当に個人の感想になってしまふのかと思います。今のところは、国が決めていることに対して国民が従っているというだけなのかなと思います。

○
経験者6番：今皆さんのお意見と私も同様なところもあります。もちろん裁判員裁判をしている事件もあるし、していない事件もありますから、比較してどちらがいいのかというのは難しいところだとは思うのですが、私的には、素人に何が分かるのという感じがあるのかもしれないですが、私も専門職をしていると、何か自分でこんなこと思っていることが意外に普通の人とちょっと感覚がずれていたりとかするところもあり、私たち素人が言うと、裁判官も何かずれているなと思うこともあるかもしれないのですが、やはり大多数はそういう人たちであって、いろんなことが分かっている人たちのほうが多いので、そういう一般の普通の人たちの考え方触れるとてもいいことだとは思うので、私的にはいい制度ではないかなと思います。

大分合同新聞社：ありがとうございました。

司会者：それでは、本日の意見交換会をこれで終わらせていただきます。皆さん、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。